

橋本事務所新聞

第18号

発行所
橋本法律会計事務所

今月のトピックス

『包括根保証廃止へ』

金額の限度や期間を定めずに融資に保証をする「包括根保証」を廃止する改正民法が、十一月二五日の衆院本会議で可決、成立しました。施行は来春のことです。

「包括根保証」とは、金融機関から融資を受ける際に個人が金額や期間に制限のないまま保証人となっている制度です。

一度の契約で将来発生する債務にまで保証責任を負わせる根保証の制度は、融資の増額等の際に再度契約を結びなおす必要がないため金融機関等にとってきわめて便利な契約になっています。一方、経営が悪化したした場合、

保証人が多額の債務の肩代わりで、破産や自殺に追い込まれることもあり、社会問題となっていました。

今回の改正民法では、

①根保証契約は書面を交わし、限度額を定めない限り無効とする。

②保証期限は契約の締結から五年以内とし、契約で期限を定めていない場合には契約締結日から三年とする。

すでにある契約に関しては、数年間の経過措置を設けることにしています。

今後金融機関等からの借入をする際、契約書はしっかり読んで、旧法のままのものに印鑑は押さないよう注意してください。

知ってお得！法律雑学

今月は境界問題です。

Q、数年ほど前から隣家の木の枝が塀を越え、私の土地の方へ伸びてくるようになり、そのせいで日差しが遮られ、また枝が電線にかかるようになって

私は隣家の木の枝が不当に自分の土地に越境して伸びてきているのだから、枝を切り落した私の行為は正当だと思っているのですがいかがでしょうか？



てきたので、越境している枝部分だけ私が勝手に切り落としました。

A、結論から言いますと、枝を切り落したあなたの行為は許されません。

数日後、それに気づいた隣家の主人が激怒し、「損害賠償を請求する」と言って来ています。

民法上このように境界を越え木の枝が侵入した場合、隣家（木の所有者）に枝を切除するよう

請求できますが、自分で勝手に枝を切り落とすという行為は緊急性のない限り認めてはいません。ですので今回は残念ながら隣家の損害賠償に感じなくてはならないでしょう。

またこれと似たケースで、隣家の木の根が自分の土地に越境してきた場合はどうかと言いますと、この場合は木の根を自分で勝手に切っても構わないと民法は定めています。



平成17・18年度市町村
指名参加願通常受付先
加西市
篠山市
丹波市
高砂市
加美町
八千代町
西宮市
伊丹市
宝塚市
他

経営コーナー

シリーズ

【マーケティングの考え方と実践のトレンド】

〜第4回〜

顧客とのコミュニケーションの観点では、企業側の独白から顧客との対話が重視されています。

企業側からのメッセージの発信の代表的なものにチラシやダイレクトメールがあります。最近ではホームページを導入するところも多くなりました。

これらの情報発信において気をつけなければならない点は、



メッセージが一方的にならないようにすることです。販売促進という考えが強すぎて、こちら側の言いたいことだけを言うという姿勢では顧客は辟易します。

顧客の声に耳を傾け、顧客との対話を通じてより強固な関係を築くことが重視されます。

一人一人の顧客と向き合うという姿勢は、必然的にマス・マーケティングから個別マーケティングへの転換を要求されます。市場が益々細分化される現代においては、一度に多くの人に対応するよりも、一度に一人の人にマーケティング対応できる能

力が必要になります。

もつとも、中小企業では元々マス・マーケティングは不可能であり、地域密着・顧客密着のマーケティングを知らず知らずのうちに実践してきているはず。ということは、時代が中小企業型のマーケティングに有利なように変わってきたとも捉えられます。

毎回の繰り返しになりますが、中小企業の生き残り戦略は、「中小企業らしさ」を追及することです。

大企業の真似事ではなく、独自のノウハウを築く、今回もそのことを確認しました。

今月の一言

今年も早いもので年の瀬がやって来ました。この頃は忘年会やクリスマス会と賑やかな行事が多く、なにかと忙しい時期になります。お酒を飲む機会も多く、私の場合は年内は気が張っています。新年に入って体調をこわすことが多いので、気を付けたいと思っています。

おかげさまで、当事務所も開業まる三年が過ぎ四年目に入りました。最初は「三年間はガムシャラにやろう、もし三年で芽が出なかつたらキッパリとやめよう」と考えていました。

しかし、いざはじめてみると、ありがたいことに多くの素晴らしい方々との出会いがありまして、やっていける自信と目途がつき、充実した毎日を送っております。

開業以来そして今年一年お世話になった方々に心より感謝いたします。また来年が皆様にとって素晴らしい年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

今月の名言

「人生はアップで見ると悲劇だが、ロングショットではコメディだ。」
—チャップリン

☆小さな悲しい事件に直面している時は、不幸せに感じるかもしれませんが、長い目で見てみれば、笑い飛ばせるようになります。

小さな悲しい事件に直面している時は、不幸せに感じるかもしれませんが、長い目で見てみれば、笑い飛ばせるようになります。



行政書士・橋本法務会計事務所

〒675-1335
兵庫県小野市片山町1332-1
小野工業高校近く
TEL 0794-62-2377
FAX 0794-62-2374

申請取次行政書士
一級ファイナンシャル・プランニング技能士
C F P 認定者
IS09000・IS014000審査員補
HACCP実務認定者

建設業許可・経営事項審査
産業廃棄物許可・相続遺言
各種法人設立 経理記帳
HACCP・ISO コンサルティング
個人情報保護法指導 他